# 単 身 赴 任 届

听	長 殿											年	)	1	H	提出
⇒					職		氏 名									
<b>禹</b>			(内線	)	名	-	職員番号									
(注:この)	届が事実発	生日か		出ます。 <b>に提出された</b> り 意」を参照し		を給さ	れない月か	生じる	ことがあ	ります	۲ <u>.</u> )	•		1	•	
□2 転 月 □4 その(	規(□勤務 居(□本人 也(	所を ■配	偶者) 🗌 3	□勤務箇所の 支給要件の喪		)	)		\	出の事!	由が		年	-	月	日
			方のみ記入し <sup>*</sup> いる方で,採り	用前機関での別	居の原因とな	った昇	 具動等発令 <sup>4</sup>	<b>平月日</b>				年	月		日	
	Ŧ								当該信	主居へ( F月日	か		年	<u> </u>	月	日
(人の現住居	同居者		子(生年月日 その他(続柄		子(生年月日 その他(続柄		) 🗆	子(生年	三月日		)					
2偶者と別居 る直前の自		T							した生				年		月	H
1	同居者		配偶者 □子(を	) 🗆	) □ 子 その他(続柄		月日 )	)	□ 子(	生年月	日		)			
記偶者の現住居	□別	居する直		E居と同じ E居と異なる (f ) 介護を必要と							J	人居年月	日			
记偶者と別 引したやむを 身ない事情	□ 4 □ 5 □ 6 □ 7 □ 8	配偶者が 配偶者が 配偶者が 配偶者が 配偶者が 異動の前	が引き続き自宅 が保育所等に在 が特定の医療機 が特定の医療機	を又は在学する Eに居住して, E所している満 銭関等において。 銭関等において。 Eを購入又は新	その管理に当た 3歳以上の同原 疾病等の治療を 疾病等の治療を	たるた 居の子 を受け を受け	を養育する ている子( るため	るため 2及び5		- ` る子を	除く。	)を養育	うする	ため		
別日本並の			己偶者が職員と	:同居できない	事情 (						なの 六	/太 松 目目	( h \= r \right	*+6k ≯.	. It 🗘 🗸	
した場合の 配偶者の住	住居から 経路等(配 居からの)	勤務箇所 1偶者の(	記偶者が職員と 所までの交通機	: 同居できない 幾関(航空機を隊 1前の住居と異	事情( 余く。)を利用 なる場合は,	●! 利 <i>)</i>	記偶者の住 用した場合	居からの経路等	本人の信		での交	1				, )
した場合の 配偶者の住 交通機	住居から 経路等(配	勤務箇別 2偶者の付 経路等を 区	配偶者が職員と 所までの交通権 住居が, 別居直 と記入してくた 間	: 同居できない 幾関(航空機を隊 1前の住居と異	事情 ( 余く。 <b>)</b> を利用	•	記偶者の住	居からるの経路等	本人の信 等 区	E居ま <sup>*</sup>	間	距		機を	·除く。 ※ 決定	
した場合の 配偶者の住 交通機 (徒歩も	住居から 経路等(配 居からの) 関名等	勤務箇別 2偶者の付 経路等を 区	記偶者が職員と 所までの交通機 住居が,別居値 と記入してくた	: 同居できない <b>銭関(航空機を</b> 隊 <b>I</b> 前の住居と異 ごさい。)	事情( 余く。)を利用 なる場合は,	利用路	記偶者の住 用した場合 交通機関	居からるの経路等	本人の信 等 区		間	距			*	距
した場合の 配偶者の住 交通機 (徒歩も	住居から 経路等(配 居からの) 関名等	勤務箇別 2偶者の付 経路等を 区	記偶者が職員と 所までの交通検 住居が,別居は と記入してくた 間 前住居からで からで まで	に同居できない。 機関(航空機を 質前の住居と異 ざさい。) 距 離 Km ↑「別居直 前住居」か	事情( 徐く。)を利用 なる場合は, ※ 決定距離	利用路	記偶者の住 用した場合 交通機関	居からるの経路等	本人の信 等 区	E居ま <sup>*</sup>	間かまかま	距 ↑ I <b>住</b> J	I 「配偶」 居」か	離 【m 【 <b>者</b> いら	*	距 K
した場合の 配偶者の住 頁 交通機 (徒歩も	住居から 経路等(配 居からの) 関名等	勤務箇別 2偶者の付 経路等を 区	配偶者が職員と 所までの交通検 住居が、別て 間 ご前住居よかまかまかまかまで あるでもでもでもでもでもでもでもでもでもでもでもでもでもでもでもでもでもできます。	上同居できない。 機関(航空機を 質前の住居と異 ざさい。) 距 離   Km ↑「別居直 前住居」か ら「最寄り の駅」まで	事情( 徐く。)を利用 なる場合は, ※ 決定距離 Km	● p 和 / p	記偶者の住 用した場合 交通機関	居からるの経路等	本人の信 等 区	E居ま <sup>*</sup>	間 かま かま かま	距	F 配偶 お寄ま	離 M <b>者</b> らりで	*	距 K
した場合の 配偶者の住 交通機 名 (徒歩も 1 2 3	住居から 経路等(配 居からの) 関名等	勤務箇別 2偶者の付 経路等を 区	配偶者が職員と 所までの交通権 住居が、別てくた ご記入しては、 間 ご前住居かまでらでいまい。 からでいまい。	に同居できない 機関(航空機を 質前の住居と) 距	事情(	● 門 利川 路 1 2 3	記偶者の住 用した場合 交通機関	居からるの経路等	本人の信 等 区	E居ま <sup>*</sup>	間かまかまかまか	距 <b>住</b> <b>(住)</b> <b>(</b> 0) ののみて	I 配偶 居」か	離れるりでのし	*	距 K K
した場合の配偶者の住 配偶者の住 交通機 (徒歩も	住居から 経路等(配 居からの) 関名等	勤務箇別 2偶者の付 経路等を 区	R個者が職員と 所までの交通を 住居が、し 間かまかまかまかまかまかまかまかまかまかまかまがまでらでらでいる。	に同居できない 機関(航空機を 質前の住居と 変形である。) 距 解 Km ↑「別居」 が自己が がの駅」 がのののののののののののののののののののののののののののののののののののの	事情( (a) (c) (c) (c) (c) (c) (c) (c) (c) (c) (c	● 利 利 順 路 1 2	記偶者の住 用した場合 交通機関	居からるの経路等	本人の信 等 区	E居ま <sup>*</sup>	間 かま かま かま かま	距 <b>†住</b> 「 <b>の</b> のみてい	『配言最い距記	離れるりでのし	*	
した場合の配偶者の住 交通機 交通機 くんしょう (徒歩も)	住居から 経路等(配 居からの 関名等 含む。)	勤務箇所 2偶者の付 経路等を 区 別居直	RICE A TOTAL TOT	に同居できない 機関(航空機を限 直ざ	事情( (まく。)を利用 なる場合は、 ※ 決定距離 Km Km Km	● 利が 利が 1 2 3 4	配偶者の住 用した場合 交通機関 (徒歩も含	居からz の経路等 関名等 含む。)	本人の信 区 配偶す	作居ま <sup>*</sup>	間 かまかまかまかまかま	距 <b>住</b> <b>の</b> の の の の の の の の の の の の の	<b>『配偶』 新聞 記 に こう </b>	離べかりでのしさ	※ 決定	距 K K
した場合の住標を 一	住居から 経路等(配居からの) 関名等 含む。)	勤務箇所 2偶者の 経路等を 区 別居直 計 た個人情	RICE A TOTAL TOT	に同居できない 機関(航空機を 質前の住居と) 距	事情( (まく。)を利用 なる場合は、 ※ 決定距離 Km Km Km	● 利が 利が 1 2 3 4	配偶者の住 用した場合 交通機関 (徒歩も含	居からz の経路等 関名等 含む。)	本人の信 区 配偶す	作居ま <sup>*</sup>	間 かまかまかまかまかま	距 <b>住</b> <b>の</b> の の の の の の の の の の の の の	<b>『配偶』 新聞 記 に こう </b>	離べかりでのしさ	※ 決定	距 K K
した場合の住 配偶者の住 類 (徒歩も ) 3 1 1 5 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8	住居から 経路等(配居) 関名な。) 記載させ・ れん・	勤務箇所 2偶者の 経路等を 区 別居直 計 た個人情	RICE A TOTAL TOT	に同居できない 機関(航空機を限 直ごさ 距	事情(	● 利 川 順路 1 2 3 4 5	配偶者の住 用した場合 交通機関 (徒歩も含	居からz の経路等 関名等 含む。)	本人の信 区 配偶す	を	間 らでらでらでらでらで	距 ↑ <b>(住) (の) (</b> のみてい の) 目的 <b>(</b> 0	F <b>個力寄</b> ま離入だ	離 【相らりでのしさ 利月	※ 決定	EE K K K K K K K K K K K K K K K K K K
した場合の 配偶者の住 項 交通機 名 (徒歩も 1 2 3 4 5 ( <b>決裁欄</b> )	住居から 経路等(配居) 関名な。) 記載させ・ れん・	勤務箇所 2偶路等を 区 別居直 計 た個人作	配偶者が職員と 付出 での がい で の がい し 間 かまかま かま か	に同居できない 機関(航空機を限 直だと が原子でと を異 がの住居と が自己で がは がは がは がは がいのののののののののののののののののののののののののののののののののののの	事情(	● 利 川 順路 1 2 3 4 5	配偶者の住 用した場合 交通機関 (徒歩も含	居からz の経路等 関名等 含む。)	本人の信 区 配偶す	を居ま であり むまな おおり おおり おおり おおり おおり おおり おおり おおり おおり おお	間 かまかまかまかまかま	距 <b>↑性 ( の )</b> のみてい の 目的 <b>( )</b> ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	<b>『配偶』 新聞 記 に こう </b>	離べかりでのしさ	※ 決定	距 K K K K K

畄	自	盐	仜	壬	갶	支	经	汝	完	雪国	聿
_		VL I		_	_	~	11.1	,,	1-	=10I	_

支給の始期	令和 年	月分から	手当月額	H
-------	------	------	------	---

### 記入上の注意

- 1 「届出の事由」欄には該当する事由の□にレ印を付し、「3 支給要件の喪失」に該当する場合は理由を、また、「4 その他」に該当する場合は内容を( )内に記入してください。
  - ※ 単身赴任手当の支給対象となる「採用」とは、次に掲げる機関の職員(常勤の者に限る。)から引き続き本学に採用された場合(退職手当を算出する上で、当該機関の勤続期間を本学職員としての勤続期間に通算されることとなる場合に限る。)の当該採用をいう。
    - 国
    - · 特定独立行政法人
    - 地方公共団体
    - •一般地方独立行政法人,特定地方独立行政法人
    - ・国家公務員退職手当法第7条の2第1項に規定する公庫等(国立大学法人など)
    - なお、既に他の国立大学法人等で単身赴任であった者が、本学に採用された場合も支給対象となる。
  - ※ 転居とは、既に本学で単身赴任手当の支給を受けている者が、更に住居を移転した場合の当該転居をいう。
- 2 配偶者のない方にあっては、「配偶者」とあるのを「異動(採用)直前に同居していた満3歳以上の子であって満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子」と読み替えて記入してください。
- 3 「届出の事由」欄において「2 転居」に該当する場合
  - (1) 本人の転居にあっては、「本人の現住居」及び「配偶者の住居から本人の住居までの交通機関を利用した場合の経路等」の各欄を記入してください。
  - (2) 配偶者の転居にあっては、「配偶者の現住居」及び「配偶者の住居から本人の住居までの交通機関を利用した場合の経路等」の各欄を記入してください。
- 4 「別居直前の住居から勤務箇所までの交通機関を利用した場合の経路等」及び「配偶者の住居から本人の住居までの交通機関を利用した場合の経路等」欄は、
  - (1) 徒歩又は交通機関(航空機を除く。)を利用した場合の経路等を記入してください。 ただし、交通方法が船又は航空機のみの場合は、当該利用方法を記入してください。
  - (2) 利用等の順路に従い,徒歩又は交通機関名(例:JR西日本,JR新幹線,○○バス等)の別を記入してください。
  - (3) 「※決定距離」欄は記入しないでください。
  - (4) 「区間」欄にはバスの停留所名又はJRの駅名等を具体的に記入してください。

## 届出の添付書類等

## 【新規の場合】

#### 〇共通

- ・本人及び配偶者の住民票(写)(続柄の明記された世帯全員のもの)
- 〇「配偶者と別居したやむを得ない事情」欄の事項を証明する書類
  - ・1の場合・・・介護が必要であると判断できる医師の診断書
  - ・2の場合・・・在学証明書(義務教育諸学校に在学する子の場合は、添付は必要ありません。)
  - ・3の場合・・・就業先の在職証明書又は健康保険証(写),在学証明書
  - ・4の場合・・・登記簿謄本(写),登記済証明書(写)又は登記済証(写)
    - (自宅の表示及び所有権が判断できる部分をコピーしてください。)
  - ・5の場合・・・在所証明書
  - ・6の場合・・・疾病等の治療を受けていることが判断できる医師の診断書
  - ・7の場合・・・疾病等の治療を受けていることが判断できる医師の診断書
  - ・8の場合・・・売買契約書(写)又は工事請負契約書(写)
  - ・9の場合・・・当該事情により判断しますので、「財務・総務室人事部福利厚生グループ(内線 5025)」へ 連絡してください

※その他、必要に応じて上記以外の書類を提出していただくことがあります。

#### 【転居の場合】

- ・本人の転居 ・・・本人の転居後の住民票(写)(続柄の明記された世帯全員のもの)
- ・配偶者の転居・・・配偶者の転居後の住民票(写)(続柄の明記された世帯全員のもの)

## 【支給要件の喪失の場合】

- ・配偶者と離婚した場合・・・戸籍謄本(写)
- ・配偶者が死亡した場合・・・戸籍謄本(写)又は死亡診断書
- ・配偶者と同居することとなった場合
  - ・・・同居後の本人の住民票(写)(続柄の明記された世帯全員のもの)

## 【その他、単身赴任に係る状況に変更があった場合】

・個別に対応しますので、「財務・総務室人事部福利厚生グループ(内線5025)」へ連絡してください。